



山形県公報

平成19年9月28日(金)
第1879号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)...1268

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....( 同 )... 同

山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....(財 政 課)...1269

山形県県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....(税 政 課)... 同

山形県県税規則の一部を改正する規則.....( 同 )... 同

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則.....(生活安全調整課)...1275

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....(議 会)... 同

### 訓 令

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令.....(人 事 課)... 同

### 告 示

指定居宅介護支援事業者の指定.....(村山総合支庁福祉企画課)...1276

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程.....(産業政策課)... 同

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)... 同

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....( 同 )...1277

家畜伝染病発生の届出.....(工コ農業推進課)... 同

土地改良区の役員の就任の届出.....(最上総合支庁農村計画課)... 同

一般国道の供用の開始.....(最上総合支庁建設総務課)... 同

開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...1278

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出 納 局)... 同

### 議 会 関 係

#### 規 則

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則... 同

### 教 育 委 員 会 関 係

#### 規 則

山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則.....1279

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....1285

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程.....1286

公 告

- 一般競争入札の公告..... (管財課)... 同
- 同 ..... (市町村課)...1287
- 大規模小売店舗の変更の届出..... (商業経済交流課)...1288
- 同 ..... (同) ...1290
- 県営住宅入居者の一般公募..... (村山総合支庁建築課)...1291
- 同 ..... (最上総合支庁建築課)...1295
- 同 ..... (置賜総合支庁建築課)...1298
- 同 ..... (庄内総合支庁建築課)...1301

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第92号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年2月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号の注意事項第5項後段、別記様式第3号の2の注意事項第3項後段及び別記様式第9号の注意事項第5項後段を削る。

別記様式第14号の別記注意事項第5項中「又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱い」及び「又は郵便局」を削る。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第93号

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則(昭和50年11月県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第5条中「6月未満」を「12月未満」に改める。

第7条の2(見出しを含む。)中「定める者」を「定めるもの」に改める。

第11条第1項中「(その日が休日又は日曜日にあたるときは、その日後において最も近い休日又は日曜日でない日)にその日」を「又は管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日にそれぞれ」に改める。

第16条第2項及び第17条第1項中「6月未満」を「12月未満」に改める。

附 則

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

2 改正後の第5条、第16条第2項及び第17条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る在職票の交付等について適用し、同日前の退職に係る在職票の交付等については、なお従前の例による。

山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年9月28日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第94号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県手数料条例の一部を改正する条例（平成19年7月県条例第48号）附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成19年9月28日とする。

山形県県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年9月28日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第95号

山形県県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県県税条例の一部を改正する条例（平成19年7月県条例第50号）の規定（同条例附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）中、附則第10条の2第1項、第2項、第4項及び第6項の改正規定の施行期日は平成19年9月28日とし、その他の規定の施行期日は同月30日とする。

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第96号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第19条中「又は計算期間」を削る。

別表2 県民税の項中「第53条第47項」を「第53条第48項」に、「第53条第48項」を「第53条第49項」に改め、同表

3 事業税の項中 「法人県民税・事業税に係る 第99号の2様式 条例第58条第2項 を 収益事業開始申告書」

「法人県民税・事業税に係る 第99号の2様式 条例第58条第2項 収益事業開始申告書」に改める。

法人課税信託の引受け・変更・終了申告書 第99号の3様式 条例第60条の2」

別記第15号様式の注書中「附則第15条の2第2項」を「附則第15条の2」に改める。

別記第61号様式（表）中

|         |
|---------|
| 充当後の未納額 |
| 円       |
|         |
|         |
|         |
|         |

を

|         |
|---------|
| 充当後の未納額 |
| 円       |
|         |
|         |
| 備考      |
|         |

に改める。

別記第86号の2様式(表)中 「事業年度(計算期間)」 を 「事業年度」 に改める。

別記第94号様式(表)中 「事業年度始期(計算期間始期)」 を 「事業年度始期」 に、「事業年度(計算期間)」 を

「事業年度」 に、

|            |     |  |  |  |  |
|------------|-----|--|--|--|--|
| 特定信託所得割課税分 |     |  |  |  |  |
|            |     |  |  |  |  |
|            |     |  |  |  |  |
|            | 小 計 |  |  |  |  |
| 収入割課税分     |     |  |  |  |  |
| 税額控除額      |     |  |  |  |  |
| 計(++++)    |     |  |  |  |  |

を

|         |  |  |  |  |
|---------|--|--|--|--|
| 収入割課税分  |  |  |  |  |
| 税額控除額   |  |  |  |  |
| 計(++++) |  |  |  |  |

に改

める。

別記第96号様式中 「事業年度(計算期間)」 を 「事業年度」 に改める。

別記第97号様式中 「事業年度(計算期間)」 を 「事業年度」 に、

|                                        |                 |    |
|----------------------------------------|-----------------|----|
| 各算<br>特定<br>間の<br>信託<br>所得<br>各金<br>計額 | 年 万円以下          | 千円 |
|                                        | 年 万円超<br>年 万円以下 | 千円 |
|                                        | 年 万円超           | 千円 |
|                                        | 計               | 千円 |
| 収入金額                                   | 千円              |    |

を

「

|  |   |   |   |   |    |
|--|---|---|---|---|----|
|  | 収 | 入 | 金 | 額 | 千円 |
|--|---|---|---|---|----|

」に改める。

別記第97号の2様式中「(計算期間)」及び「(計算期間分)」を削り、「第72条の25第15項」を「第72条の25第14項」に改める。

別記第99号の2様式の次に次の1様式を加える。

第99号の3様式



法人課税信託の引受け・変更・終了申告書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

|                     |   |
|---------------------|---|
| 住(居)所又は所在地          |   |
| (フリガナ)氏名又は名称及び代表者氏名 | 印 |
| 県内の主たる事務所又は事業所の所在地  |   |
| 電話番号                |   |
| フリガナ                |   |
| 法人課税信託の名称           |   |

山形県県税条例第60条の2の規定により、次のとおり申告します。

|       |              |
|-------|--------------|
| 届出の理由 | 法人課税信託の効力の発生 |
|       | 新たな受託者の就任    |
|       | 受託者の任務終了     |
|       | 主宰受託者の変更     |
|       | 法人課税信託の終了    |
|       | 申告した事項の変更等   |
|       | その他          |

|             |               |    |     |              |   |       |    |
|-------------|---------------|----|-----|--------------|---|-------|----|
| 引受けの場合      | 就任年月日         | ・  | ・   | 契約等に定める計算の期間 | ・ | ・     | から |
|             | 効力が生じた年月日     | ・  | ・   |              | ・ | ・     | まで |
|             | 信託期間          | ・  | ・   | から           | ・ | ・     | まで |
|             | 支店等の所在地       | 名称 | 所在地 |              |   | 設置年月日 |    |
|             |               |    |     |              |   | ・     |    |
|             |               |    |     |              | ・ |       |    |
| 主宰受託者以外の受託者 | 住(居)所又は所在地    |    |     |              |   |       |    |
|             | 氏名又は名称及び代表者氏名 |    |     |              |   |       |    |
| 就任の理由       |               |    |     |              |   |       |    |

|          |               |        |        |       |
|----------|---------------|--------|--------|-------|
| 変更・終了の場合 | 項目            | 変更前の内容 | 変更後の内容 | 変更年月日 |
|          |               |        |        | ・     |
|          | 変更の理由         |        |        |       |
|          | 法人課税信託の終了の年月日 | ・      |        |       |

|    |  |
|----|--|
| 摘要 |  |
|----|--|

- （注） 1 この申告書は、法人課税信託の信託事務を主宰する受託者に就任した日、申告した事項に変更があつた日又は受託者の任務が終了した日から2月以内に提出してください。
- 2 この申告書には、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 法人課税信託の契約を締結した場合又は法人課税信託の効力が生じることとなつた場合  
法人課税信託の契約書の写し又は効力の発生の事実を証明する書類
  - (2) 申告事項に関する変更等があつた場合  
変更等の事実を証明する書類
  - (3) 法人課税信託が終了した場合  
法人課税信託の終了の事実を証明する書類

別記第100号様式を次のように改める。

第100号様式

受付印

個人の事業開始（事務所等の開設）・変更・廃止申告書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話 \_\_\_\_\_

個人の事業（事務所等）を開始（開設）・変更・廃止したので、山形県県税条例第66条の規定により、次のとおり申告します。

|              |                            |       |           |           |   |
|--------------|----------------------------|-------|-----------|-----------|---|
| 開始又は開設に関する事項 | 名 称 ・ 屋 号                  |       |           |           |   |
|              | 県内の主たる事務所等                 | 所 在 地 | 電 話 _____ |           |   |
|              | 県外の事務所等                    | 所 在 地 | 電 話 _____ |           |   |
|              | 事 業 の 種 類                  |       | 開始（開設）年月日 | 年 月 日     |   |
|              | 青色申告書を提出することについての国の税務官署の承認 |       | 有 無       | 総 従 業 員 数 | 人 |

|          |           |       |       |  |  |
|----------|-----------|-------|-------|--|--|
| 変更に関する事項 | 変 更 年 月 日 |       | 年 月 日 |  |  |
|          | 変 更 項 目   | 変 更 前 | 変 更 後 |  |  |
|          | 氏 名       |       |       |  |  |
|          | 住 所       |       |       |  |  |
|          | 名 称 ・ 屋 号 |       |       |  |  |
|          | 事務所等の所在地  |       |       |  |  |
|          | 事業の種類     |       |       |  |  |

|          |           |  |       |  |  |
|----------|-----------|--|-------|--|--|
| 廃止するに事関項 | 名 称 ・ 屋 号 |  |       |  |  |
|          | 廃 止 年 月 日 |  | 年 月 日 |  |  |

|                 |  |  |  |  |  |
|-----------------|--|--|--|--|--|
| 変 更 ・ 廃 止 の 理 由 |  |  |  |  |  |
| 摘 要             |  |  |  |  |  |

（注） この申告書は、開始（開設） 変更又は廃止した日から 1月以内に提出してください。



## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、別表2 県民税の項、別記第15号様式及び別記100号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 改正前の山形県税規則により作成した用紙で改正後の山形県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第97号

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則（平成19年3月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ワを次のように改める。

ワ 郵便局株式会社

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第98号

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月県条例第10号）の施行期日は、平成19年9月30日とする。

## 訓 令

## 山形県訓令第24号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第4条の2を次のように改める。

第4条 自動車の運転技士たる職員が運転のため旅行する場合において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときには、第2条第4項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。この場合において、同項第2号中「乙地方における」とあるのは、「宿泊先の区分に応じた」とする。

第4条の2 土木業務員たる職員がその業務を行う場合又は道路監視員たる職員（これと同様の業務を行う職員を含む。）が道路の保全及び管理業務を行うため旅行する場合において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときには、第2条第4項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

附則第2項中「第4条第2項又は第4条の2第2項」を「第4条又は第4条の2」に、「準用する」を「適用する」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正後の山形県職員日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

告 示

山形県告示第888号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                   | 指定年月日      |
|-----------------------------|-------------------------------|------------|
| 株式会社アエル<br>山形市城西町二丁目8番28-5号 | アエル介護サービス<br>山形市城西町二丁目8番28-5号 | 平成19. 8.10 |

山形県告示第889号

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程（昭和40年4月県告示第341号）の一部を次のように改正する。

第2条の表近代化資金保証制度の項特定産業集積の項及び経営資源再活用関連の項を削り、同表近代化資金保証

制度の項中 「

|           |            |
|-----------|------------|
| 特定研究開発等関連 | 年0.40パーセント |
|-----------|------------|

」 を

|              |            |
|--------------|------------|
| 特定研究開発等関連    | 年0.40パーセント |
| 地域産業集積関連     | 年0.40パーセント |
| 地域産業資源活用事業関連 | 年0.40パーセント |
| 再挑戦支援        | 年0.40パーセント |

に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の表近代化資金保証制度の項地域産業集積関連の項の規定については平成19年6月11日から、同項地域産業資源活用事業関連の項の規定については同月29日から、同項再挑戦支援の項の規定については同年8月6日から適用する。

山形県告示第890号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45%」を「年0.55%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年8月20日から適用する。
- 2 平成19年8月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 山形県告示第891号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年8月20日から適用する。
- 2 平成19年8月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 山形県告示第892号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発 生 場 所   | 発 生 年 月 日  |
|----------|-------|-----------|----|-----------|------------|
| ヨ－ネ病     | 牛     | 患 畜       | 1  | 米沢市李山3190 | 平成19. 9.18 |

#### 山形県告示第893号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、舟形町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所            |
|----------|-------|----------------|
| 理 事      | 田 中 讓 | 最上郡舟形町長者原856番地 |

#### 山形県告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年10月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字上竹野105番12から  
同 字熊高267番2まで
- 3 供用開始の期日 平成19年10月1日

## 山形県告示第895号

次の開発行為は、完了した。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年6月15日 指令村総建第5004号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西村山郡河北町谷地字東601 - 1、604 - 1、604 - 5、604 - 6、604 - 7、604 - 8、604 - 9
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市大字漆山1487番地4  
有限会社 コモン

## 山形県告示第896号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月告示第703号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第158条」を「第158条又は第158条の2」に改める。

第14条及び第15条を次のように改める。

第14条及び第15条 削除

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

## 議 会 関 係

### 規 則

## 山形県議会規則第2号

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年9月28日

山形県議会議長 阿 部 信 矢

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年12月山形県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第3条第1項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「株券」を「株券、金銭信託」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

別記様式第1号第4項中「預金、貯金、郵便貯金」を「預金及び貯金」に改め、同項第3号を削り、同様式第5項を削り、同様式第6項中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、原本の総額）を」に改め、同項を同様式第5項とし、同様式中第7項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

別記様式第2号第4項中「預金、貯金、郵便貯金」を「預金及び貯金」に改め、同項第3号を削り、同様式第5項を削り、同様式第6項中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、原本の総額）を」に改め、同項を同様式第5項とし、同様式中第7項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は平成19年9月30日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定（「資本」を「資本金」に改める部分に限る。）は公布の日から、別記様式第1号第4項及び別記様式第2号第4項の改正規定は平成19年10月1日から施行する。

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第19号

山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年8月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「信託法」を「公益信託二関スル法律」に、「第66条」を「第1条」に改める。

第2条中「公益信託の」を「法第2条第1項の規定により公益信託の」に改め、同条第9号中「事業年度（」を「信託事務年度（」に、「翌事業年度」を「翌信託事務年度」に改める。

第4条中「事業年度」を「信託事務年度」に、「翌年度」を「翌信託事務年度」に改める。

第5条中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第6条中「前事業年度」を「前信託事務年度」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（信託の変更に係る書類の提出）

第6条の2 受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたときは、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 信託の変更の理由を記載した書類

(2) 信託行為の新旧対照表

2 前項の信託の変更が、当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、前項各号の書類のほか、その変更に係る第2条第7号及び第8号の書類並びに信託変更後の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書を添付しなければならない。

第7条の見出しを「（信託の変更の許可の申請）」に改め、同条第1項中「信託行為の定めるところ」を「法第6条の規定」に、「信託条項の変更の認可」を「信託の変更の許可」に、「信託条項変更認可申請書」を「信託変更許可申請書」に改め、同項第1号中「信託条項」を「信託」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 信託の変更をする根拠となる信託法（平成18年法律第108号）の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

第7条第2項中「信託条項」を「信託」に、「前項各号の」を「同項各号に掲げる」に、「事業年度及び翌事業年度」を「信託事務年度及び翌信託事務年度」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（信託の併合の許可の申請）

第7条の2 受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、信託併合許可申請書（別記様式第2号の2）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 信託の併合の理由を記載した書類

(2) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

(3) 信託行為の新旧対照表

(4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

(5) 信託の併合当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書

(6) 第2条第1項第5号、第6号、第8号及び第10号に掲げる書類

（吸収信託分割の許可の申請）

第7条の3 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、吸収信託分割許可申請書（別記様式第2号の3）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 吸収信託分割の理由を記載した書類
- (2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 信託行為の新旧対照表
- (4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の経緯を経たことを証する書類  
（新規信託分割の許可の申請）

第7条の4 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、新規信託分割許可申請書（別記様式第2号の4）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 新規信託分割の理由を記載した書類
- (2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 信託行為の新旧対照表
- (4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の経緯を経たことを証する書類
- (5) 新規信託分割当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画及びこれに伴う収支予算書
- (6) 第2条第1項第5号、第6号、第8号及び第10号に掲げる書類

第8条中「やむを得ない事由」を「法第7条の規定」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 第8条の次に次の1条を加える。

（検査役の選任の請求）

第8条の2 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、検査役選任請求書（別記様式第3号の2）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第9条中「受託者、その相続人及び」を「委託者又は」に、「法第47条及び第72条」を「信託法第58条第4項及び法第8条」に改める。

第10条中「、その相続人」を削り、「法第49条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第72条」を「信託法第62条第4項及び法第8条」に改め、同条中第2号を削り、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 新受託者を選任する理由を記載した書類

第10条の次に次の5条を加える。

（信託財産管理命令の請求）

第10条の2 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産管理命令」という。）を請求しようとするときは、信託財産管理命令請求書（別記様式第5号の2）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 受託者の任務完了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

（保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請）

第10条の3 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定による許可を受けようとするときは、保存行為等範囲外行為許可申請書（別記様式第5号の3）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

（信託財産管理者等の辞任の許可の申請）

第10条の4 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定

により辞任の許可を受けようとするときは、信託財産管理者等辞任許可申請書（別記様式第5号の4）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 辞任の理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新信託財産管理者」とあるのは、「新信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産管理者等の解任の請求）

第10条の5 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者等の解任を請求しようとするときは、信託財産管理者等解任請求書（別記様式第5号の5）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新信託財産管理者」とあるのは、「新信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産法人管理命令の請求）

第10条の6 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、信託財産法人管理命令請求書（別記様式第5号の6）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実が確認できる書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第11条中「又は受託者は、法第8条第1項及び第72条」を「は、信託法第123条第4項又は同法第258条第6項及び法第8条」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（信託管理人の辞任の許可の申請）

第11条の2 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、信託管理人辞任許可申請書（別記様式第6号の2）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 辞任する理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の請求）

第11条の3 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、信託管理人解任請求書（別記様式第6号の3）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（新たな信託管理人の選任の請求）

第11条の4 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任の請求をしようとするときは、信託管理人選任請求書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新信託管理人となるべき者に係る第2条第5号に掲げる書類

（信託の終了の請求）

第11条の5 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、信託終了請求書（別記様式第6号の4）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する理由を記載した書類

- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類  
 (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

第14条第1項中「法第67条及び第69条第1項」を「法第3条及び第4条第1項」に改め、同条第2項中「法第69条第1項」を「法第4条第1項」に改める。

第15条を削る。

第16条中「別記様式第9号」を「別記様式第8号」に改め、同条を第15条とする。

第17条に次の1項を加え、同条を第16条とする。

- 2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、直ちに次に掲げる書類を添付して教育委員会に報告しなければならない。

(1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業概要報告書及び収支決算書

(2) 信託の清算終了時における財産目録

別記様式第1号中「(日本工業規格B5)」を削る。

別記様式第2号中「(日本工業規格B5)」を削り、「信託条項変更認可申請書」を「信託変更許可申請書」に、「信託条項を」を「信託を」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

#### 様式第2号の2

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住所  
氏名

印

#### 信託併合許可申請書

公益信託 の併合について、下記関係書類を添えて許可を申請します。

記

#### 様式第2号の3

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住所  
氏名

印

#### 吸収信託分割許可申請書

公益信託 の吸収信託分割について、下記関係書類を添えて許可を申請します。

記

#### 様式第2号の4

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住所  
氏名

印

#### 新規信託分割許可申請書

公益信託 の新規信託分割について、下記関係書類を添えて許可を申請します。

記



別記様式第3号中「(日本工業規格B5)」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住所  
氏名

印

検査役選任請求書

公益信託 の検査役の選任について、下記関係書類を添えて請求します。

記

別記様式第4号中「(日本工業規格B5)」を削る。

別記様式第5号中「(日本工業規格B5)」を削り、同様式の次に次の5様式を加える。

様式第5号の2

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住所  
氏名

印

信託財産管理命令請求書

公益信託 の信託財産管理命令について、下記関係書類を添えて請求します。

記

様式第5号の3

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住所  
氏名

印

保存行為等範囲外行為許可申請書

公益信託 の信託財産管理者が行う保存行為等の範囲を超える行為について、下記関係書類を添えて許可を申請します。

記

様式第5号の4

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住所  
氏名

印

信託財産管理者等辞任許可申請書

公益信託 の信託財産管理者を辞任したいので、下記関係書類を添えて許可を申請します。

記

様式第5号の5

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

信 託 財 産 管 理 者 等 解 任 請 求 書

公益信託 の信託財産管理者等の解任について、下記関係書類を添えて請求します。

記

様式第5号の6

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

信 託 財 産 法 人 管 理 命 令 請 求 書

公益信託 の信託財産法人管理命令について、下記関係書類を添えて請求します。

記

別記様式第6号中「(日本工業規格B5)」を削り、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第6号の2

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

信 託 管 理 人 辞 任 許 可 申 請 書

公益信託 の信託管理人を辞任したいので、下記関係書類を添えて許可を申請します。

記

様式第6号の3

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

信 託 管 理 人 解 任 請 求 書

公益信託 の信託管理人の解任について、下記関係書類を添えて請求します。

記

様式第6号の4

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

信 託 終 了 請 求 書

公益信託 の終了について、下記関係書類を添えて請求します。

記

別記様式第7号中「信託法第67条及び第69条第1項」を「法第3条及び第4条第1項」に改める。

別記様式第8号を削る。

別記様式第9号中「(日本工業規格B5)」を削り、同様式を別記様式第8号とする。

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第20号

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成9年4月県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号まで及び別記様式第5号から別記様式第7号まで中「なお、郵便振替を希望するときには、その旨を届け出ること。」を削る。

別記様式第9号中「なお、郵便振替を希望する場合には、その旨を届け出ること。」を削る。

別記様式第10号から別記様式第14号まで中「なお、郵便振替を希望するときには、その旨を届け出ること。」を削る。

附 則

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年9月28日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「又は郵便局」を削る。

別表第1資産勘定の項の表中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

附 則

この規程は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第54条第2項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地及び県有建物の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                              | 日 時                     | 入 札 に 付 す る 物 件                                                                         | 予 定 価 格    |
|----------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 新庄市金沢字大道上2034番地<br>最上総合支庁 502会議室 | 平成19年10月15日(月)<br>午前11時 | 新庄市大字松本字家の浦83番地5<br>土地及び建物<br>宅地（実測）377.21平方メートル<br>（公簿）309.24平方メートル<br>住宅建 86.93平方メートル | 5,500,000円 |

（注） 予定価格は、消費税及び地方消費税を含む金額である。

#### 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

#### 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

#### 4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

#### 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 6 その他

(1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                                | 場 所                              | 日 時                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------|
| 新庄市大字松本字家の浦83番地5<br>土地及び建物<br>宅地（実測）377.21平方メートル<br>（公簿）309.24平方メートル<br>住宅建 86.93平方メートル | 新庄市金沢字大道上2034番地<br>最上総合支庁 502会議室 | 平成19年10月5日（金）<br>午前11時 |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ機器等の賃貸、保守及び運用支援サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁601会議室（6階）

(2) 日 時 平成19年11月8日（木）午後2時

### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

山形県住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ機器等の賃貸、保守及び運用支援サービス 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成20年3月1日から平成25年2月28日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成19年1月30日付け県公報第1811号）により公示された資格を有すること。

(2) 2の(1)の役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(3) 入札説明書に示すサーバ機器等又はこれと同等の機器等を納入した実績があることを証明できること。

(4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

(5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部市町村課行政担当 電話番号023(630)2281

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な

入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)まで係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成19年10月26日（金）午後3時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Resident registry computer network system 1set

(2) Time-limit for tender : 2:00pm, November, 8, 2007

(3) Contact point for the notice : Administration group, Municipal Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2281

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成20年1月28日まで縦覧に供する。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン嶋 第1ブロック

山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地60街区61街区

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

| 名 称                | 所 在 地                     |
|--------------------|---------------------------|
| (仮称)ヨークタウン嶋 第1ブロック | 山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地60街区61街区 |

（変更後）

| 名 称            | 所 在 地                     |
|----------------|---------------------------|
| ヨークタウン嶋 第1ブロック | 山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地60街区61街区 |

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

| 名 称         | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |

|             |                      |         |
|-------------|----------------------|---------|
| 株式会社 高崎戸田書店 | 群馬県高崎市下小鳥町421番地      | 古 川 泰 明 |
| 大和工商リース株式会社 | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 梶 本 六 夫 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|--------------|----------------------|---------|
| 株式会社 ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号     | 大 高 善 興 |
| 株式会社 高崎戸田書店  | 群馬県高崎市下小鳥町421番地      | 古 川 泰 明 |
| 大和リース株式会社    | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 | 梶 本 六 夫 |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------------|---------|
| 株式会社 ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号       | 大 高 善 興 |
| 株式会社 高崎戸田書店  | 群馬県高崎市下小鳥町421番地        | 古 川 泰 明 |
| 株式会社 ツルハ     | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社 大創産業    | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 博 文 |
| 未 定          |                        |         |

(変更後)

| 名 称          | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|--------------|------------------------|-----------|
| 株式会社 ヨークベニマル | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号       | 大 高 善 興   |
| 株式会社 高崎戸田書店  | 群馬県高崎市下小鳥町421番地        | 古 川 泰 明   |
| 株式会社 ツルハ     | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹     |
| 株式会社 大創産業    | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号   | 矢 野 博 文   |
| 株式会社 富岡本店    | 山形市七日町二丁目1番8号          | 富 岡 善 一 郎 |

## 3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成19年9月1日  
 (2) 2の(2)に掲げる事項 平成19年4月1日  
 (3) 2の(3)に掲げる事項 平成19年8月29日

## 4 届出年月日

平成19年9月5日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年1月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成20年1月28日まで縦覧に供する。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン嶋 第2ブロック  
山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地59街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉 俊一
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
（変更前）

| 名 称                | 所 在 地                 |
|--------------------|-----------------------|
| （仮称）ヨークタウン嶋 第2ブロック | 山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地59街区 |

（変更後）

| 名 称            | 所 在 地                 |
|----------------|-----------------------|
| ヨークタウン嶋 第2ブロック | 山形市嶋土地区画整理事業地内仮換地59街区 |

## 4 変更年月日

平成19年9月1日

## 5 届出年月日

平成19年9月5日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年1月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見



公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格   |                                | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 摘要     |                                        |     |
|--------------|--------------------|------|--------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|-----|
|              |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用積<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |        | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |     |
| 県営鈴川第二アパート1号 | 山形市鈴川町三丁目18-48     | 3K   | 44.4                           | 2    | 一般用 | 12,100                  | 14,600                                 | 17,300                                 | 19,700                                 | 19,700                                 | 19,700 | 3月分の家賃に相当する額                           | 単身可 |
| 同 5号         | 同 17-17            | 同    | 44.4                           | 1    | 同   | 12,500                  | 15,200                                 | 17,900                                 | 19,100                                 | 19,100                                 | 19,100 | 同                                      | 単身可 |
| 同 五十鈴アパート1号  | 同 大野目二丁目2-52       | 同    | 51.2                           | 1    | 同   | 14,300                  | 17,400                                 | 20,500                                 | 23,700                                 | 26,000                                 | 26,000 | 同                                      |     |
| 同 五十鈴アパート2号  | 同 2-50             | 同    | 51.2                           | 1    | 同   | 14,900                  | 18,100                                 | 21,400                                 | 24,700                                 | 26,000                                 | 26,000 | 同                                      |     |
| 同 宮町アパート1号   | 同 宮町二丁目8-23        | 3DK  | 66.5                           | 1    | 同   | 22,600                  | 27,400                                 | 32,500                                 | 37,500                                 | 43,000                                 | 43,000 | 同                                      |     |
| 同 2号         | 同 8-26             | 同    | 66.5                           | 1    | 同   | 22,900                  | 27,800                                 | 32,900                                 | 38,000                                 | 43,900                                 | 45,500 | 同                                      |     |
| 同 深町アパート2号   | 同 深町一丁目7-37        | 同    | 64.2                           | 1    | 同   | 23,100                  | 28,100                                 | 33,200                                 | 38,300                                 | 44,200                                 | 45,100 | 同                                      |     |
| 同 きたまちアパート1号 | 同 桜町三丁目2-15        | 同    | 66.5                           | 1    | 同   | 25,600                  | 31,000                                 | 36,700                                 | 42,300                                 | 48,900                                 | 56,100 | 同                                      |     |
| 同 2号         | 同 2-12             | 同    | 66.5                           | 1    | 同   | 25,600                  | 31,000                                 | 36,700                                 | 42,300                                 | 48,900                                 | 56,100 | 同                                      |     |
| 同 3号         | 同 2-9              | 同    | 66.5                           | 1    | 同   | 25,600                  | 31,000                                 | 36,700                                 | 42,300                                 | 48,900                                 | 56,100 | 同                                      |     |
| 同 鶯ヶ袋アパート1号  | 上山市旭町二丁目7-1        | 同    | 54.6                           | 2    | 同   | 13,500                  | 16,300                                 | 19,300                                 | 22,300                                 | 25,800                                 | 29,600 | 同                                      |     |
| 同 天童駅西アパート3号 | 天童市駅西二丁目2-31       | 同    | 61.0                           | 2    | 同   | 18,900                  | 23,000                                 | 27,200                                 | 31,400                                 | 36,300                                 | 41,600 | 同                                      |     |
| 同 近江アパート3号   | 東村山郡山辺町近江1-1       | 同    | 64.6                           | 1    | 同   | 19,300                  | 23,500                                 | 27,800                                 | 32,100                                 | 37,000                                 | 42,500 | 同                                      |     |
| 同 谷地アパート1号   | 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4-1 | 同    | 59.3                           | 1    | 同   | 14,900                  | 18,100                                 | 21,400                                 | 24,700                                 | 28,500                                 | 32,700 | 同                                      |     |

|                |                 |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |  |
|----------------|-----------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 東根中央アパー<br>ト3号 | 東根市中央四丁<br>目3-2 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 20,300 | 24,600 | 29,100 | 33,600 | 38,800 | 44,600 |  |
|----------------|-----------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円(その者が特別障がい者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障がい(知的障がいを除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者又は同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年10月4日~同月10日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM6:00)  
(ただし、郵送の場合は、平成19年10月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

山形県すまい情報センター

5 入居の時期 平成19年12月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称                          | 所在地              | 規格   |                     | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷金          | 摘要                           |                                        |
|-----------------------------|------------------|------|---------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|------------------------------|----------------------------------------|
|                             |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用積<br>面 |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |             |                              | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営三若町アバ<br>ート3号棟(314<br>号室) | 新庄市金沢1612<br>- 3 | 3DK  | 55.7<br>平方メートル      | 1    | 一般用 | 13,400<br>円             | 16,300<br>円                            | 19,200<br>円                            | 22,200<br>円                            | 25,600<br>円                            | 35,400<br>円 | 3<br>月分<br>の賃料<br>に相当<br>する額 |                                        |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円(その者が特別障がい者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障がい(知的障がいを除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成19年10月1日(月)~同月5日(金)まで(ただし、郵送の場合は、平成19年10月5日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 最上事務所

## 5 入居の時期 平成19年11月中旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年 9月28日

山形県知事 齋 藤 弘



1 県営住宅の名称等

| 名 称             | 所 在 地             | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分                | 家 賃                     |                                        |                                        |                                        |                                        | 金 敷    | 摘 要                      |     |
|-----------------|-------------------|------|-------------------------------|------------|--------------------|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------------------------|-----|
|                 |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |                    | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |        |                          |     |
| 県営太田町アパー<br>ト3号 | 米沢市太田町五<br>丁目1-10 | 2DK  | 60.3                          | 2          | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 19,500                  | 23,600                                 | 27,900                                 | 32,300                                 | 37,200                                 | 42,800 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 単身可 |
| 同 2号            | 同                 | 3DK  | 74.0                          | 1          | 一般用                | 23,600                  | 28,600                                 | 33,900                                 | 39,100                                 | 45,100                                 | 51,800 |                          |     |
| 同 玉の木アパー<br>ト   | 同 通町八丁<br>目2-95   | 同    | 55.7                          | 1          | 同                  | 14,300                  | 17,300                                 | 20,500                                 | 23,700                                 | 27,300                                 | 31,400 |                          |     |
| 同 成島アパー<br>ト1号  | 同 成島町三<br>丁目2-96  | 同    | 58.0                          | 1          | 同                  | 15,300                  | 18,600                                 | 22,000                                 | 25,400                                 | 29,400                                 | 33,700 |                          |     |
| 同 2号            | 同 2-95            | 同    | 64.2                          | 1          | 同                  | 18,000                  | 21,900                                 | 25,900                                 | 29,900                                 | 34,500                                 | 39,700 |                          |     |
| 同 相生アパー<br>ト2号  | 同 相生町7-<br>65     | 同    | 72.9                          | 1          | 同                  | 23,600                  | 28,600                                 | 33,900                                 | 39,100                                 | 45,200                                 | 51,800 |                          |     |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円(その者が特別障がい者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障がい(知的障がいを除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成19年10月1日~同月5日まで(ただし、郵送の場合は、平成19年10月5日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成19年12月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地            | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 摘要     |                                        |
|-------------|----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|
|             |                | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |        | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営美原アパート3号  | 鶴岡市美原町19-23    | 3DK  | 77.0                          | 2    | 一般用 | 21,400                  | 26,000                                 | 30,800                                 | 35,500                                 | 41,000                                 | 47,100 | 3月分の家賃に相当する額                           |
| 同 東部アパート1号  | 同 朝陽町6-25      | 同    | 63.5                          | 1    | 同   | 14,500                  | 17,600                                 | 20,900                                 | 24,100                                 | 27,800                                 | 32,000 |                                        |
| 同 川南アパート2号  | 酒田市若宮町二丁目1-2   | 2DK  | 51.2                          | 8    | 同   | 15,900                  | 19,300                                 | 22,900                                 | 26,400                                 | 30,500                                 | 35,000 |                                        |
| 同 かねアパ-ト1号  | 同 かね町一丁目21-1   | 3DK  | 63.5                          | 1    | 同   | 17,500                  | 21,200                                 | 25,100                                 | 29,000                                 | 33,500                                 | 38,500 |                                        |
| 同 3号B       | 同 かね町一丁目21-14  | 同    | 69.5                          | 1    | 同   | 19,800                  | 24,000                                 | 28,400                                 | 32,700                                 | 37,800                                 | 43,400 |                                        |
| 同 東泉アパート2号A | 同 東泉町四丁目15-22  | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,600                  | 22,600                                 | 26,700                                 | 30,800                                 | 35,600                                 | 40,900 |                                        |
| 同 2号B       | 同 東泉町四丁目15-22  | 同    | 64.3                          | 1    | 同   | 19,100                  | 23,100                                 | 27,400                                 | 31,600                                 | 36,500                                 | 41,900 |                                        |
| 同 鳥海アパート2号D | 同 富士見町三丁目2-118 | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 23,300                  | 28,200                                 | 33,400                                 | 38,600                                 | 44,500                                 | 51,100 |                                        |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円(その者が特別障がい者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障がい(知的障がいを除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者又は同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年10月5日～同月12日まで(土・日曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00～PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成19年10月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成19年12月上旬

平成19年9月28日印刷  
平成19年9月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056